



資 料 編



辰野町第五次総合計画後期基本計画策定経過

○平成 26 年度 (2014 年度)

- 7 月 4 日 町民アンケート実施
- 5 月 15 日 第 1 回第五次総合計画後期基本計画庁内合同策定部会
- 7 月 16 日 第 2 回第五次総合計画後期基本計画庁内合同策定部会
- 7 月 17 日 第 1 回よりあい会議 地域計画策定のための町民ワークショップ
(17 区にて開催 9 月 24 日まで)
- 9 月 30 日 第 2 回よりあい会議 (17 区にて開催 10 月 17 日まで)
- 10 月 15 日 第 3 回第五次総合計画後期基本計画庁内合同策定部会
- 11 月 25 日 第 3 回よりあい会議 (17 区にて開催 12 月 5 日まで)
- 1 月 15 日 第 4 回第五次総合計画後期基本計画庁内合同策定部会

○平成 27 年度 (2015 年度)

- 6 月 19 日 第五次総合計画後期基本計画策定各課ヒアリング (6 月 30 日まで)
- 7 月 24 日 第 1 回辰野町基本構想審議会 町民アンケートの報告等
- 8 月 10 日 第 1 回第五次総合計画後期基本計画庁内策定部会 (8 月 12 日まで 全 6 部会)
- 8 月 21 日 第 2 回辰野町基本構想審議会 第五次総合計画基本構想 (案) の諮問
- 9 月 24 日 第 2 回第五次総合計画後期基本計画庁内策定部会 (9 月 30 日まで 全 6 部会)
- 10 月 5 日 住民説明会 (町内 8 地区に分け開催 : 10 月 5 日、6 日、8 日、9 日、14 日)
- 10 月 16 日 第 3 回辰野町基本構想審議会 第五次総合計画基本構想 (案) の答申、第五次総合計画後期基本計画 (案) の諮問
- 11 月 4 日 第 4 回辰野町基本構想審議会 第五次総合計画後期基本計画 (案) の答申
- 10 月 9 日 第五次総合計画後期基本計画 (案) パブリックコメント募集 (11 月 2 日まで)
- 11 月 13 日 議会全員協議会 策定状況の報告
- 12 月 3 日 町議会 12 月定例会 上程
- 12 月 15 日 町議会 12 月定例会 可決

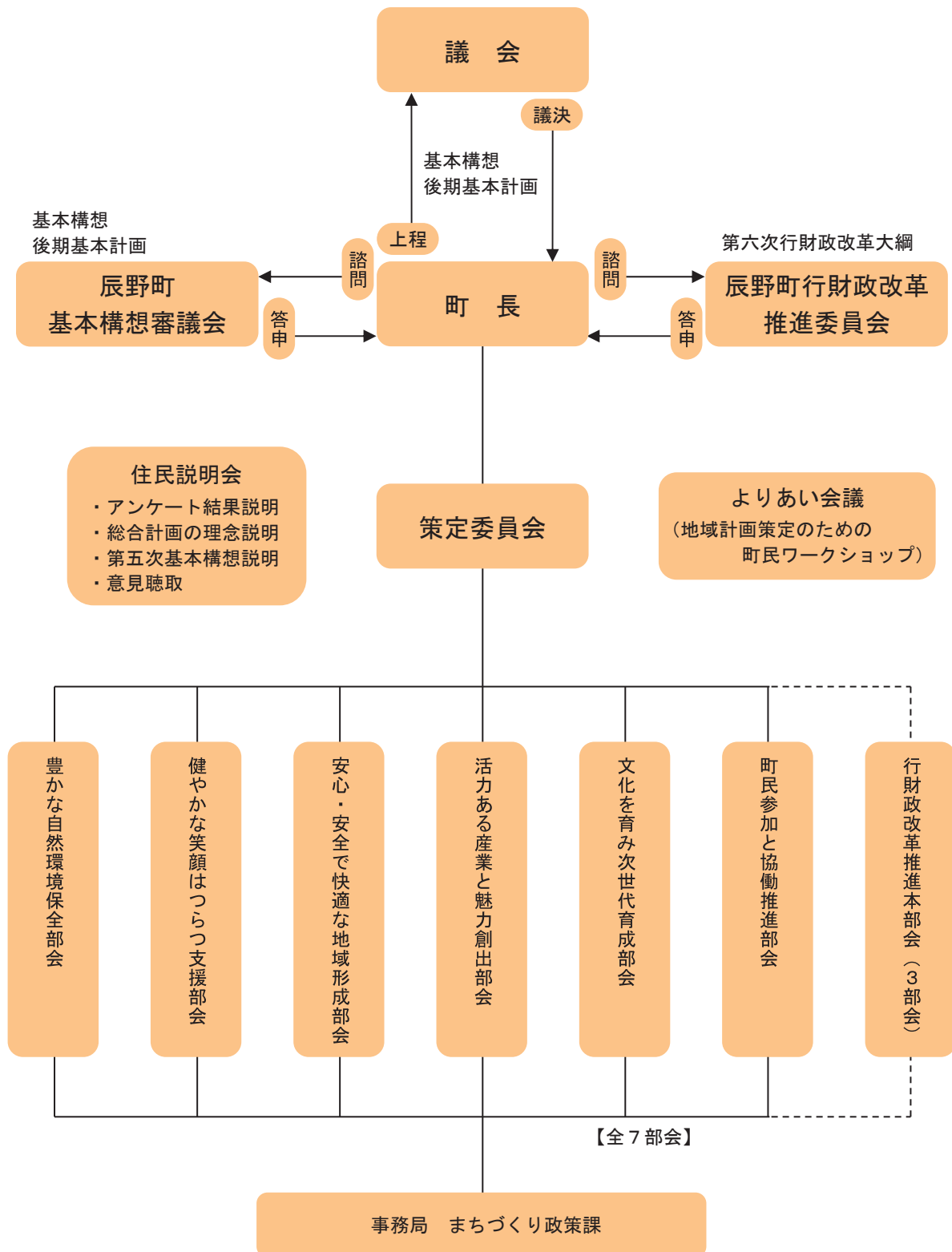
辰野町第六次行財政改革大綱策定経過

○平成 27 年度 (2015 年度)

- 4 月 15 日 第 1 回辰野町行財政改革推進本部会 組織構成の検討
- 7 月 22 日 第 1 回辰野町行財政改革推進本部会 部会 (7 月 23 日まで 全 3 部会)
第六次行財政改革大綱 (素々案) の検討
- 8 月 19 日 第 2 回辰野町行財政改革推進本部会 部会 (8 月 20 日まで 全 3 部会)
第六次行財政改革大綱 (素々案) の検討
- 9 月 2 日 第 2 回辰野町行財政改革推進本部会 第六次行財政改革大綱 (素案) の検討
- 9 月 9 日 第六次行財政改革大綱パブリックコメントの実施 (9 月 30 日まで)
- 9 月 18 日 第 9 回辰野町行財政改革推進委員会 第六次行財政改革大綱 (案) 諮問・審議
- 10 月 5 日 住民説明会 (辰野町第五次総合計画と合同で実施 町内 8 会場 10 月 14 日まで)
- 10 月 8 日 第 10 回辰野町行財政改革推進委員会 第六次行財政改革大綱 (案) 審議・答申



辰野町第五次総合計画後期基本計画策定組織図





辰野町基本構想審議会委員名簿

	役 職	氏 名
会 長	辰野町区長会長	有賀 米吉
副 会 長	辰野町女性団体連絡協議会会長	磯野 美鈴
委 員	辰野町議会議長	宮下 敏夫
	辰野町議会副議長	成瀬 恵津子
	辰野町商工会会長	福島 英雄
	辰野町農業委員会会長	尾坂 壽夫
	辰野町教育委員会委員長	赤羽 康徳
	辰野町民生児童委員協議会会長	瀬戸 正幸
	辰野町観光協会会長	板倉 健
	辰野青年会議所理事長	野澤 好宏
	赤十字奉仕団委員長	垣内 京子
	男女共同参画社会推進委員会副委員長	松井 夕起子
	辰野町PTA連合会会長	加藤 康弘
	保育園保護者協議会会長	齋藤 智也
	公募委員	赤羽 昭比古

辰野町行財政改革推進委員会委員名簿

	役 職	氏 名
会 長	公募委員	外戸 明
副 会 長	公募委員	赤羽 弘江
委 員	辰野町議会議員	根橋 俊夫
	辰野町区長会代表（樋口区長）	宮島 勇
	辰野町商工会会長	福島 英雄
	辰野町女性団体連絡協議会会長	磯野 美鈴
	辰野町民生児童委員協議会会長	瀬戸 正幸
	辰野町老人クラブ会長	大槻 四郎
	公募委員	上島 安人
	公募委員	新村 清孝
	公募委員	新田 敏一
	公募委員	福島 哲治
	公募委員	吉江 広光
	公募委員	小澤 良教

辰野町第五次総合計画後期基本計画策定部会

将来目標・取り組み目標	部会名
将来目標① 豊かな自然を守るまち	豊かな自然環境保全部会
将来目標② 健やかな笑顔あふれるまち	健やかな笑顔はつらつ支援部会
将来目標③ 安心・安全なまち	安心・安全で快適な地域形成部会
将来目標④ 仕事に活力と魅力があるまち	活力ある産業と魅力創出部会
将来目標⑤ 明日を担う人材と文化を育むまち	文化を育み次世代育成部会
取り組み目標① 町民参画・協働のまちづくり	町民参加と協働推進部会
取り組み目標② 行財政改革の推進によるまちづくり	行財政改革推進本部会 第1部会 第2部会 第3部会



27辰第880号
平成27年8月21日

辰野町基本構想審議会
会長 有賀 米吉 様

辰野町長 加島 範久

辰野町第五次総合計画基本構想について（諮問）

辰野町基本構想審議会条例第1条の規定により下記のとおり諮問します。

記

1. 辰野町第五次総合計画基本構想（案）について

平成27年10月16日

辰野町長 加島 範久 様

辰野町基本構想審議会
会長 有賀 米吉

辰野町第五次総合計画基本構想について（答申）

平成27年8月21日付27辰第880号をもって諮問のありました「辰野町第五次総合計画基本構想（案）について別冊のとおり答申します。

別冊 1. 辰野町第五次総合計画基本構想（案）



27辰第1435号
平成27年10月16日

辰野町基本構想審議会
会長 有賀 米吉 様

辰野町長 加島 範久

辰野町第五次総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

辰野町基本構想審議会条例第1条の規定により下記のとおり諮問します。

記

1. 辰野町第五次総合計画後期基本計画（案）について

平成27年11月4日

辰野町長 加島 範久 様

辰野町基本構想審議会
会長 有賀 米吉

辰野町第五次総合計画後期基本計画について（答申）

平成27年10月16日付27辰第1435号をもって諮問のありました「辰野町第五次総合計画後期基本計画（案）」について別冊のとおり答申します。

- 別冊
1. 辰野町第五次総合計画後期基本計画（案）



用語解説

英数

AED エーイーディー

(Automated External Defibrillator)

自動体外式除細動器。
心室細動を起こした人に取り付け、電気ショックを与えて心臓の働きを取り戻すための救命機器。平成 17 年（2005 年）から一般人の使用も認められ、機械の音声指示に従って操作する。空港や駅、スポーツ施設等に設置が広まっている。

ALT エーエルティー

(Assistant Language Teacher)

外国語指導助手のこと。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える、英語を母語とする外国人を指す。

ICT アイシーティー

(Information and Communication Technology)

情報通信技術。
IT とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われる。

PDCA サイクル

(ピー・ディー・シー・エーサイクル)

組織における業務や管理活動等を進める際の基本的な考え方。ISO（国際標準化機構）により制定されている。PDCA サイクルとは Plan（プランー計画）、Do（ドゥー実行）、Check（チェックー評価）、Action（アクションー改善）を一連の活動と捉え、このサイクルを繰り返し回すことをいう。PDCA サイクルを回しながら活動内容をより向上させていくことは、スパイラルアップと呼ばれる。

U・I・J ターン

(ユー・アイ・ジェイターン)

生まれ育った地域へ再び戻る U ターンと、出身地とは別の地方、特に都市部から田舎に移り住む I ターン、生まれ故郷の近くの中規模な都市に戻り定住する J ターンを併せた造語。

ア行

空き家バンク（アキヤバンク）

空き家の有効活用を通して、町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家の売却または賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けて登録した情報を、移住及び定住等を目的として空き家の利用希望者に対して提供する仕組み。

アセットマネジメント手法

(アセットマネジメントシュホウ)

一般には、金融・証券業界等において、法人や個人から株式、債券等の資産を預かり、これを適切に運用して最大の利益を得る活動を指す。本計画書ではこの考え方を応用し、住民共通の公的財産である公共施設について、点検、診断、健全度の評価、老朽化予測、維持管理計画作成、補修・更新等の実施を客観的な根拠に基づき計画的に行うことで、施設のサービス水準を確保しつつ、最小の費用で施設の維持管理を行う取り組みを指す。

アダプトプログラム

自治体と町民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に美化活動を進める制度。アダプトとは養子縁組をするという意味であり、町民が道路等の公共スペースを、養子のように愛情を持って面倒を見る（清掃・美化）ことから命名された。

昭和 60 年（1985 年）、アメリカでハイウェイのボランティア清掃活動として始まった。



移住・交流推進機構（JOIN）

（イジユウ・コウリュウスイシンキコウ（ジョイン））

意欲ある企業と全国の地方自治体が連携し、移住・交流希望者への情報発信、移住・交流のニーズに応じたサービスの提供等を目的として、平成19年（2007年）10月に設立された組織。平成28年（2016年）2月現在、1,300を超える企業及び自治体により運営されている。各種情報をワンストップで入手できるポータルサイトの構築、官民連携による新サービス・商品の創出等を通じ、多くの国民が移住・交流という新たなライフスタイルを選択できるよう取り組みを続けている。

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会

（イナカグラシ「ラクエンシンシュウ」スイシンキョウギカイ）

県、市町村、民間企業等が連携して観光、農業体験、移住等に関する信州の魅力あふれる田舎暮らし情報を県内外に発信することにより、団塊の世代をはじめとする多くの人々を長野県へ誘引し、観光産業の振興と地域の活性化を図ることを目的に平成18年（2006年）10月設立された組織。

地域にある空き家、農地・森林や伝統・文化等の田舎暮らしに関連する魅力あふれる情報を、インターネットを介して発信し、体験～滞在～移住へと、地域の外からの人の集積を促進して地域の活性化につなげること、その取り組みを契機として、町民自らが、地域にある資源や特色を活かした田舎暮らしに関連する体験メニュー等の、体験や移住を希望する人の受け皿づくりへの参画を促し、地域の自立を目的としている。

インターンシップ

新規採用する学生等が労働内容のミスマッチにより離職することを未然に防止するための制度。日本でインターンシップが本格的に導入されたのは平成9年（1997年）であり、当時の文部省、通商産業省、労働省の三省合同による「インターンシップ推進にあたっての基本的

考え方」が公表され、インターンシップを「学生が、在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」と定義した。

インバウンド観光（インバウンドカンコウ）

インバウンド（inbound）とは、外から入ってくる旅行、一般的に訪日外国人旅行を指す。日本人が海外へ旅行に行くことはアウトバウンド（outbound）と呼ぶ。

政府は、平成32年（2020年）に年間訪日外国人2,000万人の達成に向け様々な施策を講じている。今後、訪日外国人との交流を通じて地域経済を活性化するために、一部の地域だけの取り組みではなく、日本各地で外国人旅行者を受け入れることが求められる。

オプト産業（オプトサンギョウ）

オプトとは光工学のことで、主にレンズ等を研磨する産業をオプト産業という。辰野町ではかつてはレンズ研磨などの産業が盛んであり、現在でもこれらの産業に携わる企業が多くある。近年では光工学と電子工学が一体化した産業をオプトエレクトロニクス産業という場合もある。

力行

家庭力（カテイリョク）

家庭力については、様々な書籍、論文、計画等で定義がなされているが、辰野町第五次総合計画では、家庭のみんなで健やかな子どもの成長を手助けする力と定義する。

具体的には、家庭において家族全員で子どもの学力向上や社会適応力を育てる力のこと。

充実した家庭力を持つ家庭では、親も子もそれぞれが本来持っている可能性をお互いの相乗効果で広げ、いきいきと輝いていくことができる。

環境基準（カンキョウキジュン）

環境基本法で人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準



として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

管路耐震化増径計画

(カンロタイシンカゾウケイケイカク)

地震が発生した際にも継続して給水が可能となるように水道管の耐震化を行うこと、安定した給水供給に対応するために水道管の管径の増大を計画的に行うための計画。辰野町では平成 27 年度（2015 年度）に策定した。

起債（キサイ）

普通地方公共団体が発行する公債（借金の手法のひとつ）。

債務の履行が一会計年度を越えて行われるものであり、証書借入れ、地方債証券、振替地方債の 3 つの方式がある。地方自治法に基づき地方財政法で規定される。

基本計画（キホンケイカク）

基本構想を実現するために必要な、具体的に取り組む施策とその進め方を示したもの。基本構想の計画期間である 10 年を前半の 5 年間と後半の 5 年間に分けて定める。

義務的経費（ギムテキケイヒ）

地方自治体の経費のうち、義務的な支出で任意で削減できない経費。歳出の中で人件費、扶助費、公債費が狭義の義務的経費とされている。

義務的経費の割合が小さいほど財政の弾力性があり、多様な予算編成が可能となり、割合が高くなると財政の硬直度は高まり事業の実施に影響を及ぼすとされている。

狭隘道路（キョウアイドウロ）

幅員が狭い道路のこと。狭隘道路についての明確な定義はないが、一般的には幅員 4 m 未満の道路を指す場合が多い。建築基準法第 42 条第 2 項では、建物を建設する場合の前面道路が 4

m 以下の場合には、道路の中心線からの水平距離 2 m（両側で 4 m）の位置を道路の境界線と見なすとされている。

クリプトスポリジウム

孢子虫類のコクシジウム目に属する寄生性原虫。感染しても症状が出ない場合もあるが、激しい下痢（主として水様性）、腹痛、嘔吐、微熱などの症状が 7～14 日間程度持続する。消化管の細胞に寄生して増殖し、そこで形成されたオーシストが糞便とともに体外に排出され感染源となる。オーシストは熱や乾燥には弱いですが、塩素に対して極めて強い耐性があるため、水道水中に混入した場合、集団感染を引き起こす恐れがある。

グローバル化（グローバルカ）

様々な社会現象や経済活動が、旧来の国家といった枠を超えて、地球規模に拡大すること。インターネットを通じたりアルタイムの情報移動や航空機等による移動時間の短縮等により、情報、人、物等が国家間を短時間に移動している。企業の海外進出等多国籍化等もみられる。

景観行政団体

(ケイカンギョウセイダントイ)

景観法により定義される景観行政を司る行政機関。長野県では基本的に県がその役割を負う。ただし、景観法に基づき、市町村独自の景観計画等を策定したうえで、県から規定の事務処理を行うことの同意を得た市町村の区域にあたっては、当該市町村が景観行政団体となる。

景観フォーラム（ケイカンフォーラム）

景観の重要性や希少性、地域の景観に対する意識を高めることを目的とした講演会や学習会。上伊那地域では、上伊那地域景観フォーラムを上伊那地域景観協議会が主催し、平成 22 年（2010 年）2 月 21 日に開催された。



経常経費（ケイジョウケイヒ）

人件費、扶助費、公債費等のように、毎年度固定して継続的に支出が求められる経費。また、物件費、補助費、維持補修費、繰出金の中の経常経費部分も含む。

経常収支比率（ケイジョウシュウシヒリツ）

次の式で求められる比率。

$$\text{経常経費充当一般財源} \div \text{経常一般財源総額} \times 100$$

地方自治体の財政の弾力性を示す指標として利用されている。従来総務省の指導としては、都市部では75%程度、町村では70%程度を上回らないことが望ましいとされている。

経常的支出に充てられた経常一般財源がどの程度の割合になるか、また経常一般財源の残余はどの程度になるかを把握するための指標である。

ゲリラ豪雨（ゲリラゴウウ）

激しい雨が突然、狭い範囲で短時間に降る現象を、局地的で突発的な事象の意味があるゲリラに例えた造語。マスコミがつくった用語とされ、定義はなく、気象庁は使っていない。

同庁は1時間に80mm以上降る雨を「猛烈な雨」と呼び、「息苦しくなるような圧迫感がある」「大規模な災害の発生する恐れが強い」としている。

健康寿命（ケンコウジュミョウ）

平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間。WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標で、平均寿命から、衰弱・病気・認知症等による介護期間を差し引いた寿命のこと。

後期高齢者医療制度

（コウキコウレイシャイリョウセイド）

75歳以上（一定の障がいがある場合は65歳以上）の高齢者を対象とした医療制度。高齢者の医療の確保に関する法律に基づく。平成20年（2008年）4月から、従来の老人保健制度に代わって実施。都道府県単位に設けた後期高齢

者医療広域連合が保険者となる。被用者保険・国民健康保険の被保険者資格がなくなり、後期高齢者医療制度加入となる。

合計特殊出生率

（ゴウケイトクシュッシュョウリツ）

15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数を示す。

人口の自然増と自然減が均衡する合計特殊出生率（人口置換水準）は約2.07とされる（平成17年（2005年）版厚生労働白書）。現在の日本は1.4前後で、少子化が進行している。

個人情報（コジンジョウホウ）

個人情報保護法に次のように定義されている。

「この法律において個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」

子育て支援プラン（コソダテシエンプラン）

よりよい環境のなかで子どもを産み育てるための計画。町民、地域、企業などが、互いに協力して子育て支援体制を充実させていくために平成15年（2003年）3月に策定した。

子育て支援マスター（コソダテシエンマスター）

地域で子どもを育てるための調整役。各区に地域子育て支援マスターを配置し、子育ては家庭が基本としながらも、社会全体で取り組むものと位置づけ、子どもを健やかに育てる保育・教育環境を総合的に整備し、心豊かで安心して生活できるまちづくりを推進している。

孤独死（コドクシ）

独居老人が増加するなか、急病や病状の急変等により、看取る人もなく一人きりで死亡すること。都市部では、近隣との交流が希薄化するな



か、孤独死が社会問題となっている。

サ行

災害時要援護者（サイガイジヨウエンゴシャ）

災害時、避難するまでに支援が必要な高齢者や障がい者（児）、外国人、乳幼児、妊婦らの総称。

三条市を中心に死者 15 人を数えた平成 16 年（2004 年）7 月の 7・13 水害で多くの高齢者が犠牲となった反省から対策の検討が始まり、国がガイドラインを作成した。

市町村は要援護者一人ひとりの避難支援プランを作るよう求められている。

災害時要配慮者（サイガイジヨウハイリョシャ）

平成 25 年（2013 年）6 月に改正された災害対策基本法第 8 条第 2 項で使われるようになった言葉。高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を「避難行動要支援者」という。

支え合いマップ（ササエアイマップ）

地域における高齢者、独居老人、障がい者（児）等、災害時に避難等に支障を来す災害時要援護者を事前に把握し、地図上に示したもの。

利用方法としては、災害時のみではなく、日常の安否確認等にも活用される。

地域における支え合いの精神を復活させる契機として各地で支え合いマップが策定されている。

自校方式（ジコウハウシキ）

給食の提供方法のひとつ。それぞれの学校内に給食を作るための設備を持ち、職員が毎食給食を提供する。これに対して、町内などの一定の範囲の学校給食をまとめて作り、それぞれの学校に配送する方式をセンター方式と呼ぶ。

実質公債費比率（ジッシツコウサイヒリツ）

実質公債費比率＝

$$\{(A+B) - (C+D)\} \div (E-D)$$

3 年度間の平均値をとる。

A：町債の元利償還金

（繰り上げ償還等を除く）

B：元利償還金に準ずるもの

C：元利償還に充てられる特定財源

D：普通地方交付税の額の基準財政需要額に算入された町債の元利償還金

E：標準財政規模及び臨時財政対策債の発行予定額を加えたもの

実質公債費比率が 18%以上になると、地方債許可団体に移行する。すなわち、許可制度がかなり広範に残ることになる。また 25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となる。

地元滞留率（ジモトタイリュウリツ）

町内で買い物をする世帯の割合。町内の中学校 2 年生の家庭を対象に、長野県が実施しており、平成 15 年（2003 年）までは 1 年おきに、平成 15 年（2003 年）以降は 3 年に 1 回調査を行っている。

近年では平成 24 年（2012 年）に実施された。

収納率（シュウノウリツ）

確定した納付されるべき額（調定額）のうち、実際に納付された額（収納済額）の割合。様々な収納業務を行ううえでの基礎となる。

収納率の数字が高いほど、税等の公平な負担が図られており、かつ、安定した財政運営を行うことができる状態といえる。

就労継続支援（シュウロウケイゾクシエン）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業の事。雇用契約を結び支援する「A型」と、雇用契約を結ばないで支援する「B型」の 2 種類がある。



省エネ法（ショウエネホウ）

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の略称。

燃料資源を有効に利用するため、工場・事業所等におけるエネルギー使用の合理化を目的として定められた法律。昭和 40～50 年代のオイルショックを契機として昭和 54 年（1979 年）に施行された。平成 20 年（2008 年）の改正により、それまで工場・事業所ごとに行っていたエネルギー管理を企業全体で行うことが義務づけられた。

平成 21 年（2009 年）4 月から 1 年間のエネルギー使用量（原油換算値）が、企業全体（本社・支店・工場・営業所等）で合計 1,500k1 以上となる企業は、管轄の地方経済産業局へ届け出て特定事業者または特定連鎖化事業者の指定を受ける必要がある。特定事業者・特定連鎖化事業者に指定された企業は、エネルギー管理統括者及びエネルギー企画推進者を各 1 名選任し、企業全体のエネルギー管理体制を推進することが義務づけられる。

少子高齢社会（ショウシコウレイシャカイ）

子どもの人数が少なくなり、高齢者の人口が増加した社会。人口ピラミッドの理想型は「富士山型」であるが、少子高齢社会では「壺型」となる。さらにこの状況が長く続くと「釣り鐘型」になる。

情報公開（ジョウホウコウカイ）

行政機関の保有する情報を請求に基づき一般に公開すること。近年では、情報を積極的に公開することで、住民への説明責任を果たすことが求められている。個人情報等の公開が禁じられている情報や配慮すべき情報が含まれている場合もあるため、情報の公開に際しては慎重な対応が求められている。

国民に対し政府の説明責任を全うする観点から、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律は、行政機関及び独立行政法人等（全ての独立行政法人及び政府の一部を構成

するとみられる特殊法人・認可法人）が保有する文書についての開示請求権等を定めており、国民に開かれた行政の実現を図っている。

情報化社会（ジョウホウカシャカイ）

情報を扱う様々な活動が多く行われる社会。近年の日本では、光通信を用いることによって大容量のデータの送受信が可能となり、様々なサービスが行われている。

食育（ショクイク）

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

食育基本法の前文には以下のように示されている。

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。」

新エネルギー（シンエネルギー）

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法で定義されている、太陽光発電や風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、温度差熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、バイオマス燃料の 10 種類。技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なものと定義されている。

新エネルギーの多くは純国産エネルギーで、資源の乏しい日本にとって、その技術開発の推進には大きな価値がある。



人口動態指標（ジンコウドウタイシヒョウ）

一定期間内の人口の変化（動態）を示す指標。一定の区域における人口の変化は、出生や死亡に関する自然増減、転出や転入に関する社会増減で決定される。それぞれを決定する要因である「合計特殊出生率」「出生者数」「生残率」「転出率」「転入率」等を併せて人口動態指標と称する。

信州F・POWERプロジェクト（シンシュウエフ・パワープロジェクト）

産学連携による、林業再生や循環型地域社会の形成、地域の活性化を図る総合的な森林バイオマス資源活用事業の名称。森林資源の有効活用、再生可能エネルギーによる安定した電力供給、新たな雇用の創出を事業の目的としている。

信州諏訪温泉泊覧会ズーラ

（シンシュウスワオンセンハクランカイズーラ）

辰野町・諏訪市・岡谷市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村・塩尻市の8市町村で、温泉とそこに住む人たちの温かさを体験できるプログラムの総称。通年型イベントとして定着しつつある。「地元を観光するように歩き、旅人は住人のように暮らしてみる」ことを視点として、体験型交流を中心とした地域住民と観光客の積極的な交流などに取り組んでいる。

水源かん養機能（スイゲンカンヨウキノウ）

森林の土壌が、雨等の降水を貯留し、雨水等が一気に河川へ流れ込むのを防ぎ洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する機能も含まれる。

成年後見制度（セイネンコウケンセイド）

認知症・知的障害・精神障害等の理由で判断能力が不十分なために、財産管理や契約等の手続きが困難な人に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度。平成12年（2000年）民法の改正により禁治産制度に代わるものとして設けられた。家庭裁判所が審判

を行う法定後見と、本人の判断能力があるうちに後見人を選び、委任契約を結んでおく任意後見がある。

総合計画（ソウゴウケイカク）

総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画。基本構想、基本計画から構成される場合が多い。平成23年（2011年）5月の地方自治法の改正までは、自治体運営の基本指針として位置づけられていたが、同法の改正で条文が削除されたことにより、基本構想の策定義務はなくなった。町では、基本計画とともに議会基本条例に基づき議決を経て、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画と定めている。

タ行

辰野ブランド（タツノブランド）

辰野町らしさ、辰野町の良さをPRし、認識してもらうために、町にある自然環境、歴史や文化、体験、花、祭り、食など様々な要素の中から創り出す、他の地域と異なった個性のある特産品やサービス、イメージなど有形・無形の資産。

たつのまち子育て4か条

（タツノマチコソダテ4カジョウ）

辰野町の子どもがふるさとを好きになり、自分の力を伸ばしながら自立できる子どもに成長することを願って制定された。「辰野町共育憲法」として位置づけられており、以下の4か条からなる。

- ①あいきつ・声がけ 言葉で伝える 心が通う
- ②小さな積み重ね、日々の家庭学習 心に自信
- ③家族で本を読む、夢と希望で心を育てる
- ④家族や友達や地域の人たちと一緒に 自然の中で活動、心の触れ合い

地域子育てふれあい交流会議

（チイキコソダテフレアイコウリウカイギ）

地域の実情にあった子育て支援活動を研究・計画するために各区に組織する機関。地域にある



行政関連組織や子育てサークルなどの様々な代表によって構成されている。

地域包括ケアシステム

(チイキホウカツケアシテム)

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。

地籍(チセキ)

土地の地番・地目・境界・面積・所有者等の総称。

地方分権一括法(チホウブンケンイッカツホウ)

地方分権推進委員会の第1次から第4次までの勧告を実現するために必要な法律改正を行った法律。これまで上下関係にあった国と自治体が対等・協力関係におかれ、相互の対立については、国地方係争処理委員会―高等裁判所で処理される仕組みになっている。

地方分権改革推進法

(チホウブンケンカイカクスイシンホウ)

国と地方双方の責務、施策の基本的な項目を定め、必要な体制を整備するもので、役割分担や国の関与のあり方について見直しを行う。これに応じた税源分担等の財政上の措置のあり方について検討し、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図る。

中山間地域農業直接支払事業

(チュウサンカンチイキノウギョウチョクセツシハラジギョウ)

中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続ける農業者に対して、交付金を交付する制度。

耕作放棄地の増加等により農業・農村のもつ多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りつつ、

多面的機能を確保するという観点から、食料・農業・農村基本法に基づき、平成12年度(2000年度)にスタートした。

平成27年度(2015年度)から始まった第4期対策ではこれまでの取り組みに加え、農業や集落を将来にわたって維持するための取り組みへの支援強化、集落の活動に組みやすいよう交付金返還ルールの見直し等、制度の拡充が図られている。

町税徴収率(チョウゼイチョウシュウリツ)

確定した納付されるべき町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税等の町税額(調定額)のうち、実際に納付された額(収納済)の割合。徴収率の数字が高いほど、税の公平な負担が図られており、かつ、安定した財政運営を行うことができる状態といえる。

頭首工(トウシュコウ)

河川の流水を用水路に取り入れるための施設。取水堰、取り入れ口、付帯施設及び管理施設から構成される。

土砂災害ハザードマップ

(ドシャサイガイハザードマップ)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類(急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り)を表示した図面に、土砂災害防止法第7条第3項に規定する事項(①土砂災害に関する情報の伝達方法②急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項③その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項)を記載したものをいう。町では上記内容に併せて洪水に関する危険箇所を示した防災ハザードマップを公開している。

特定空き家(トクテイアキヤ)

平成26年(2014年)11月27日に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)で定められた空き家。



同法第2条第2項では特定空き家等を、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。」と定義されている。

特定外来生物（トクテイガイライセイブツ）

生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあると認定された外来生物。

本来の生息地に存在する生物を保護するため、その生態系を破壊するおそれのある外来種について、平成16年（2004年）に成立した特定外来生物被害防止法に基づき環境大臣が指定する。

特定外来生物として指定されると、国と地方自治体で駆除を進めるほか、国の許可を受けない輸入や移動、飼育、栽培その他の取り扱いが禁止される。違反した場合、個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金が科される。

特定環境保全公共下水道

（トクテイカンキョウホゼンコウキョウゲスイドウ）

公共下水道の種類のひとつ。辰野町では小野地区で、生活環境の改善を図ることを主な目的として、平成4年（1992年）から事業に着手し、平成9年（1997年）2月に一部共用が開始された。

特定健康診査（トクテイケンコウシンサ）

平成18年（2006年）の健康保険法の改正によって、平成20年（2008年）4月から、医療保険者が40～74歳の保険加入者を対象として実施する健康診断。

特定健康診査は、糖尿病や高脂血症、高尿酸血症等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とし、特にメタボリックシンドローム

に着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする人を、抽出するために行うもの。

特用林産物（トクヨウリンサンブツ）

普通の林産物である用材や薪炭材に対し、それ以外の林産物を呼ぶ総称。

樹木からの産物だけでなく、草本類や菌類からの産物も含む。食用から非食用のものまで種類も多く、用途も多様である。主な物は、キノコ類（シイタケ、エノキタケ、ナメコ、ヒラタケ、キクラゲ、マツタケ等）、樹実類（クリ、クルミ等）、油脂類（木ろう、生ウルシ、松脂（まつやに）、椿油（つばきあぶら等）、薬木・薬草類（キハダ皮、オウレン等）、山菜類（ワラビ、ゼンマイ、ネマガリダケ等）、タケノコ、ワサビ、シュロ皮、タケ皮、タケ材、キリ、木炭等がある。

ナ行

長野県森林づくり県民税

（ナガノケンシンリンヅクリケンミンゼイ）

森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代に引き継いでいくための長野県独自の税金。

県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能を有する森林から全ての県民が等しくその恵みを受けていることに鑑み、これらの機能を持続的に発揮させるための施策に要する経費の財源を確保するため、平成19年（2007年）12月27日に長野県森林づくり県民税条例が制定された。

知事は、長野県森林づくり県民税の収入額に相当する額を長野県森林づくり県民税基金として積み立て、緊急に行う必要のある間伐その他の森林づくりに関する事業の推進に要する費用の財源に充てる。



日本型直接支払制度

(ニホンガタチョクセツシハライセイド)

農業の持つ国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全などの多面的機能の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度。

以下の3制度を併せて日本型直接支払制度と呼ぶ。

1. 多面的機能支払
2. 環境保全型農業直接支払
3. 中山間地域等直接支払

認定農業者 (ニンテイノウギョウシャ)

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。

乗合タクシー (ノリアイタクシー)

本計画書では「辰野町デマンド型乗合タクシー」を指す。運行区域が居住地エリアとまちなかエリアに分かれており、必要なときだけ利用者の予約によってエリア間を運行する新しい公共交通機関。平成25年(2013年)4月から運行が開始されている。

ハ行

ハザードマップ

自然災害による被害の可能性のある地域・区域を予測し、想定される被害範囲を示した地図。予測される災害の発生地点、被害の範囲、想定される被害規模、避難経路、避難場所等の情報が地図上に図示されている。

災害発生時に町民等はハザードマップを参考にすることで迅速・的確な避難が可能となり、二次災害の発生も予防できることから、被害の低減に有効であるとされている。

パブリックコメント

行政機関による規則等の設定、改廃にあたり、

原案を事前に公表して意見や情報提供を求め、フィードバックを行なう制度。

具体的にはまず、1カ月程度の募集期間の間に意見、情報を集め、それに対する考え方を公表する。そして意見を汲み取ったうえで、最終的な決定を行う。

病診連携・病病連携

(ビョウシンレンケイ・ビョウビョウレンケイ)

厚生労働省では、具体的に定義されていないが、病院と診療所または病院と病院がそれぞれの役割や機能を分担し、それぞれの特徴や保有している人員、機材等の能力を最大限に活用・連携して、患者のために効率的・効果的かつ合理的な医療を提供すること。

普通救命手当講習会

(フツウキュウメイテアテコウシュウカイ)

応急処置の技能について消防署が実施する講習会のこと。講習は「普通救命講習Ⅰ(普Ⅰ)」「普通救命講習Ⅱ(普Ⅱ)」「普通救命講習Ⅲ(普Ⅲ)」があり、「普Ⅰ」は3時間の講習で、一般市民を対象に主として成人の心肺蘇生法と簡易応急手当が教授される。一般的な普通救命講習はこの講習を指す。

ふるさと就職祝金(フルサトシュウシヨクイワイキン)

辰野町出身者がU・I・Jターン等により町内企業に就職した場合に支給する補助金のひとつ。若者の流出防止や転入の増加を目指して地元企業への就職を積極的に促すための施策。

ふるさとパートナー

町の出身・あるいは縁があり様々な分野で活躍されている若い方を「たつのふるさとパートナー」として委嘱している。パートナーには、辰野町のPRやイメージアップにご協力いただき、町の文化、芸術、スポーツ等の振興への支援や提案をお願いしている。また町もパートナーを応援し、活躍を期待している。



ペアレントトレーニング

小学校入学前の児童の両親を対象とした、子どもの行動への適切な関わり方を親が学ぶ講座。怒り方・ほめ方といった対応方法を学ぶ。

保育料徴収率（ホイクリョウチョウシュウリツ）

確定した納付されるべき保育料のうち、実際に納付された額の割合。

徴収率の数字が高いほど、公平な負担が図られており、かつ、安定した保育園の運営を行うことができる状態といえる。

ほっとサポート

小・中学校で障がいのある児童生徒や外国籍の児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、一人ひとりの状況に応じ、ほっとサポーターとして介助員・支援員を学校に配置し、必要な支援を行う。

障がいのある児童生徒への支援として、車椅子を使用している子どもの移動、排泄、食事等の介助を支援しているほか、外国籍の児童生徒への支援として授業中の言葉がわからない子どものために、日本語の教材づくりや、教員の言葉の復唱による支援をしている。

マ行

松くい虫被害（マツクイムシヒガイ）

マツノマダラカミキリによって運ばれるマツノザイセンチュウ（体長1mmに満たない線虫）の寄生によって、松の木が枯れる現象。

近年、被害地域の北上が問題となっており、上伊那地域では箕輪町より南の地域で被害が確認されている。

民生児童委員（ミンセイジドウイイン）

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に町民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める役割を担う。児童委員は地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配

ごと等の相談・支援等を行う役割を担う。一般的に、民生委員は児童委員を兼ねることから、総称して民生児童委員という。

児童虐待等子どもが巻き込まれる事件等が社会問題化するなかで、平成13年（2001年）に児童福祉を専門的に担当する主任児童委員が法制化された。

木質バイオマス（モクシツバイオマス）

再生可能エネルギーのひとつ。「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼ぶ。その中で、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。

造林によって生じる間伐材を原材料として製造された木質ペレットや薪などを燃料とした暖房器具や給湯設備などが普及しつつある。

ヤ行

有収率（ユウシュウリツ）

配水池から給水する水量と料金収入のための計量の対象となった水量との比率。一般的には配水池から各家庭までの間での漏水等により、給水する水量よりも料金収入のための計量の対象となった水量の方が少ない。

ユビキタス

いつでも、どこでも、何でも、誰でもコンピューターを利用している状態。

遍在するという意味のラテン語 *ubique* を語源とする言葉。

昭和63年（1988年）に、米ゼロックス・パロアルト研究所のマーク・ワイザーが提唱した概念。

1台の大型コンピューターを複数のユーザーが使う時代から1台のパーソナル・コンピューターを1人で使う時代になり、それに続くコンピューターの利用形態として考察された。モバイル・コンピューティングも、ユビキタスの一側面である。ネットカフェのような施設にある



パソコンや、キオスク型の情報端末のような公衆コンピューターを使い、端末を問わずに各種サービスや自分のデータにアクセスできること、高度なコンピューターを内蔵した家電製品や無線 I C タグの付いた製品が交信して協調動作する等、1人がたくさんの(膨大な)、様々な形態のコンピューターを利用している状態がユビキタスである。その実現には、技術だけでなく、制度等の社会システムや利用者の意識も変革が求められる。

要請限度（ヨウセイゲンド）

指定区域内の道路交通における騒音・振動を低減するために、市町村長が道路管理者・県公安委員会に要請できる判断基準。

要保護児童対策地域協議会

（ヨウホゴジドウタイサクテイキキョウギカイ）

要保護児童及びその保護者の適切な保護を図るために、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事するその他の関係者により構成される協議会。児童福祉法の規定に基づき設置されている。

ラ行

レーザー航測（レーザーコウソク）

航空機に搭載したレーザースキャナから地上にレーザー光を照射し、地上から反射するレーザー光との時間差により得られる地上までの距離と、航空機の位置情報により地上の標高や地形の形状を精密に調べる新しい測量方法のこと。樹木等の影響を受けにくく、微地形まで計測することが可能である。

6次産業（6ジサンギョウ）

1次産業は農林水産業、2次産業は製造業・建設業・工業等、3次産業は小売業やサービス業を指している。1次産業と2次産業、3次産業を足して6次産業となる。農家などの生産者が作ったものを自ら製品に加工し販売までを行うこと。



町民憲章

辰野町は日本の真ん中

ひとと まちも 自然も輝く

光と緑とほたるの町

私たちは

自然を愛し 歴史にたずね

仕事に励み 暮らしを高め

子どももおとなも 学び合い

思いやりは深く 健康で

広く世界へ目を向けて

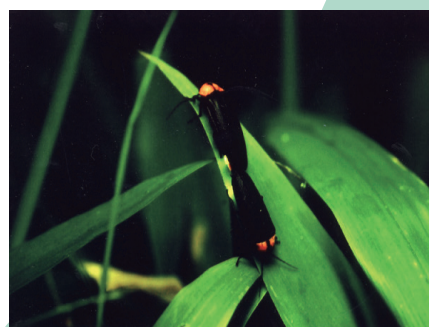
平和で伸びゆく町をつくります



町の花「ふくじゅ草」



町の木「しだれ栗」



町の特別シンボル「げんじ螢」

辰野町第五次総合計画 後期基本計画

編集／発行：辰野町 まちづくり政策課

〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地
TEL：0266-41-1111（代） FAX：0266-41-3976
E-mail：tyakuba@town.tatsuno.nagano.jp
URL：http://www.town.tatsuno.nagano.jp/